

## 大谷家文書翻刻 凡例

- 1 本文に適宜読点「、」をいれた
- 2 漢字の字体は原則として常用漢字を使用し、旧字体は新字体に直した。但し、下記の漢字は原文通りに記載した。また、人名・地名は原文通り旧字体とした  
    条・條・処・處・証・訟・證
- 3 変体仮名や合字等は原則として現代仮名に改めた。但し、下記の助詞は小文字でそのまま表記した。また、より（より）はより、こと（こと）はこと、して（シテ）はシテと表記した  
    ニ・者・ニ而・而・江・茂・与
- 4 欠字・平出等は省略した
- 5 誤字は文字の右横に、推測できるものは（〇〇カ）、疑義のあるものは（ママ）と付した  
    また、文字の重複したものは（桁）と付した
- 6 判読困難の文字について、文字数が判明している場合は1文字を□で記し、文字数不明の場合は〔      〕で記した。また、虫損・破損等で判読できない場合は文字数が判明している場合は1文字を■で記し、右横に（虫損）または（破損）を付し、文字数不明の場合は〔  虫損  〕  
    〔  破損  〕と記した
- 7 文字が抹消されている場合、抹消された文字に二重取消線を付した。また、抹消した文字の横に訂正した文字が書かれている場合は元の文字に二重取消線を付し、右横に訂正された文字を記載した
- 8 貼紙はまず貼紙に記載されている文字を記してから次に貼紙下を「      」中に記載した。
- 9 翻刻は、古文書同好会が行った。
- 10 翻刻についてお気づきの点がありましたら、竹島資料室までメールでお知らせください。  
( E-mail : takeshima-shiryo@pref.shimane.lg.jp )